

 北塩原村

議会だより

No.133 発行/福島県北塩原村議会 編集/議会広報調査特別委員会 ☎(0241) 23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
ホームページアドレス: <http://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/gyousei/gikai/>

村議会議員による村内行政視察
(7月2日)
各区長さんご協力ありがとうございました



村営住宅団地建設現場にて

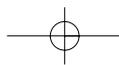


村内行政視察
(生きがい学習施設にて)

あなたも議会を傍聴してみませんか。
ご希望の方は、議会事務局へご連絡ください。
直通 (23-3263)



六月定例議会傍聴風景



招集 挨拶

村長 高橋 伝



村政報告

6月 定例会

6月13日～15日

1. 統合さくら小学校・幼稚園の開校・開園について

去る四月六日、統合さくら小学校の開校式並びに入学式が、多くのご来賓や保護者の皆様に見守られ盛大に挙行されました。開校記念セレモニーでは、新しい校章をデザインされた先生から、「校章に込められた成長の願い」の紹介があり、校歌作詞、作曲の先生からは「父の力を身につけ、母の心を受け継いで世界に伸びるあいづっこ」の歌詞が披露され、百九人の子どもたちと先生方が新しい校歌を斉唱しました。

また、統合によるさくら幼稚園開園式並びに入園式は、去る四月九日に行われ、十四人の新入園児と合せ四十四人の園児一人ひとりの名前が呼ばれ、元気に返事ができ、喜びいっぱい、元気いっぱい、たくさんの方々と仲良く楽しい様子でした。今、開校・開園から二カ月が経過し、二台のスクールバスとかわいらしい絵柄の幼稚園バスも計画どおりに運行されており、友達がたくさん増えた子どもたちは、元気いっぱいに通学、通園しております。

2. 桂宮宣仁親王殿下御台臨漆苗木記念植樹祭について

去る五月十日、日本漆工協会の総裁であられる桂宮宣仁親王殿下の御出席を賜り、村と同協会共催による漆苗木植樹祭を役場南側園地で執り行いました。

さくら小学校みどりの少年団による力強い演奏で始まった式典では、来賓の佐藤雄平県知事、林野庁長官が祝辞を述べられ、桂宮さまは、知事を始めとする多数のご来賓とともに、笑顔で漆苗木をお手植えされておられました。

参加者全員で記念撮影のあと、三人のみどりの少年団代表が「植樹していただいた漆を大切に、伝統文化を受け継いでいきます」と御礼の言葉を述べ、会場全体が和やかな雰囲気につつまれ、桂宮さまは大変喜ばれておりました。

私が、御礼のごあいさつに伺った際、桂宮さまは、「また、秋の紅葉を見に村に行きます」と話されておりました。

3. 杉並区民との保養 地交流について

去る五月に「物産展・写真展」と裏磐梯観光キャンペーンを杉

並区役所で開催し、期間中大勢の区民で賑わいました。

「物産展」は、五月三十一日から二日間、裏磐梯の観光を大いにPRしながら開催し、過去最高の一万一千人の来場者がありました。主に新鮮な山菜やアスパラガスなどの農産物が、区民の皆さんに好評であり、また「山塩」の試食や宿泊券が当たる抽選会なども行い、観光誘客の増大や農産物の販路拡大など、村の活性化が図られるものと期待しています。

「写真展」は、五月二十九日から四日間にわたり開催し、裏磐梯の大自然が奏でる四季折々の風景を中心に紹介しました。

「また来ました」と言うお客様もおり、裏磐梯の認知度も少し高まったことが感じられる一方、裏磐梯の存在を初めて知る方も多く、益々、地域が一丸となった、積極的な観光PRと、「心からのおもてなし」の必要性を強く感じています。

一方、杉並区立和泉中学校の「セカンドスクール」一行、六十二名は、去る五月八日から五日間にわたり、早稲沢を拠点に活動されました。

当村ならではの様々な自然体験や、人情味あふれるおもてなしに感動し、生徒も地元受け入れの方々も、名残りを惜しむ光

景が見られました。

宿泊された民宿の方や、杉並区の先生方のお話では、感動一杯の五日間で、生徒たちの表情が大きく変わり、確かな成長があったと喜んでおられました。

4. 沖縄県東村との交流について

七月二十一日から四日間の日程で、当村の小学六年生が東村への訪問を予定しており、様々な活動や交流をおして異文化を体験します。

一方、東村からは、十月十一日から四日間の日程で中学生の訪問が予定されており、歓迎のほど宜しく願っています。

5. ニューゼーランド 姉妹都市への中学生の派遣について

七月二十六日から七日間の日程で訪問を予定しており、南半球で、いろいろな体験、ふれあいを通し、新しい発見があることを願っております。

なお、昨年からはホームステイを中心とした活動が行われることになっており、歴史、生活文化など様々な体験をしていただくものと思っております。

一般質問

9番 佐藤 正男



1 当村が自立に向け平成十六年度から平成十八年度迄行つて来た行財政改革の結果と、今後自立に向けた新たな行財政改革について

当村を取り巻く経済、社会状況は依然として厳しい中、平成十五年十二月に自立宣言して以来四年目を迎えるとしております。そのような状況のもと、当村の収入の七十%を占めている国・県からの交付金は毎年減少の一途をたどっている。その中でも最も大きな金額を占めている地方交付税についてみると、平成十七年度決算十五億七千八百万円、平成十八年度決算見込み十六億四千百万円と増えているが、平成十九年度当初予算は十二億六千五百

万円で、平成十七年度と比較すると二十%の減少、平成十八年度当初予算と比較すると約九、五%減となっている。このような厳しい状況の中で、新聞によると当村の借金は一人当たり百四十万円で県内第二位と報道された。

このような中、当村が自立に向け平成十六年度から平成十八年度迄行つて来た行財政改革の結果と、今後自立に向けた新たな行財政改革をどのように考えているのか詳しく伺いたい。

総務企画課長
交付税の交付額は、平成十六年度十五億一千九百万円、平成十七年度十五億七千八百万円、平成十八年度十六億四千一百万円と三年間で約八%増額している。これは有利な起債を活用しているため、借入金返済の約七割が交付税として交付されたことなどによる。

新聞報道による人口一人当たりの借入金の残高であるが、実質的な額は国から交付税で助成される分を差引くと、一人当たり約四十一万円となる。

村では平成十二年度より行財政改革に取り組んできており、平成十五年度に「自立の道を進む

再質問

北塩原宣言」をした後も、計画的な事務事業執行、改革を行ってきた。

平成十六年度から平成十八年度までの取組みの結果は住民の利便性向上のための窓口業務の簡素化、組織機構の見直し、職員数の削減、村四役の給料削減、指定管理者制度による公共施設の外部委託、歳入確保、経常経費の削減等を行った。

今後の行財政改革は村民・議会・行政が一体となつて、協力し合つて進めることが課題である。自己決定、自己責任の考え方にに基づき、今ままで住民から頂いた意見を尊重しながらさらに行革を進めていく。

Q 合併特例法が切れた今でも続いている段階補正について、どのように見込んでいるのか聞きたい。

A 段階補正は、十八年度同様に進むと考えている。

Q 臨時財政対策債の制度利用をこれから村は利用していくのか。

A 十九年度についても当初予算に一億六百万円計上して

再々質問

Q 北塩原村行財政改革計画の六項目についての達成状況は。

事務の簡素化については、窓口での本人申請の押印廃止、公共施設の申込み申請の押印省略及びファックス、電話での申込み受付、小額補助金申請の事務簡素化、組織機構の見直しは、グループ導入により、村長部局は七課制から五課制に、教育委員会、二課制から一課制にし、縦割り行政の弊害を取り除いた。また、農業委員会委員を十二名に、消防団員を二三名に定数見直しをした。

歳入の確保については、公売や全庁体制による徴収。また、交付税措置率の高い起債の活用、国庫補助金の積極的導入など。歳出削減については、村長の給与と二十%、副村長及び教育長の給与五%給与カット、職員数八十三名から六十五名への削減、県内旅費の廃止、各種手当で見直し削減、公債費の繰り上げ償還の実施。また、喜多方から裏磐梯間のバス路線の確保、幼稚園の保育料の無料化、少子化対策の子育て支援、診療所の開設など住民に必要な部分は金をかけている。

Q 潤沢な財政であれば毎年のように各区長さんから要望書が出ているが、真摯に受止めて早急に対応できないのか。また、予算の関係から見送りとなっているが何故か。

A 平準化して、不公平にならないよう計画的に進め、住民が出来ることは住民の方にやってもらい、村がやらなくてはならないときは村がやる。

Q バス代二百円均一を二百万オーバーだから利用代金を切上げとか、検原出張所廃止とか、そういった住民や弱い立場の人に使うべきではないのか。

A 安くすればいいというものではなく、将来のことを考えると半分位が適当ではないか。

Q 今年度も借入れが三億九千万円位計上しているが、大部分が箱物の建設のため使用となっているが当村の二大産業である観光と農業の振興、また、高齢者や少子化対策に予算を配分すべきでないか。

Q 今年度も借入れが三億九千万円位計上しているが、大部分が箱物の建設のため使用となっているが当村の二大産業である観光と農業の振興、また、高齢者や少子化対策に予算を配分すべきでないか。

A 公営住宅は若者定住にもなる。また、道路・下水道整備率は高いが住宅の整備率は低いので、必要と考える。併せて、農業・観光振興のための定住を進めるために少子対策をどうするか総合的に考えていく必要がある。

Q 自治体の歳入歳出は、一般企業のように利益を上げ、次年度に繰り越し、内部留保を厚くすればよいというものではないか。

A 当初予算で、交付税を留保するのは七月以降に正式決定になるため。

一般質問 ー 2

7番 遠藤 祐一



一、少子化対策について
二、財源確保と経費削減について

(1) 現在少子化対策の一環として公営住宅を建設中である。今までの管理運営とは異なると思うが如何なものか問う。

(2) 各集落において空き家が年々増加傾向にあると思われる。若者定住優先施策と合わせ空家対策も同時進行施策の必要があると思うが如何か。
(3) 魅力ある村づくりの一環として安定雇用の確保、安定収入の確保に向けた施策の企業誘致状況を問う。

産業政策課長

既に真磐梯地区に三階建の集合住宅を建設した。管理運営は入居者が話し合いによって行っている。今回の北山地区の公営住宅も同様に行く。ただ、今回はエレベータが設置されたので年一回の定期点検は村が行う。

総務企画課長

地域の活性化のためには、若者定住、少子化対策も大事ですが、移住者の確保による人口増対策として、空き家を利用した施策が効果的であると考え。村内に空き家がある実態については村でも承知しているが個々の物件ごとにその使用状況、権

利関係など事情が違ふと思う。今後、空き家の詳細を調査し、希望の有無、諸条件などを確認し、前向きに検討する。

企業誘致状況については、昨年十二月の定例会において、村民、議会、行政が一体となって企業誘致の実現を目指す「企業誘致を積極的に進める北塩原村宣言」の議決を頂いた。

その後、誘致にむけて活動したところ、出来るだけ早く進出したいという話が数社からあったが、三月の定例会後、辞退するとの申出があった。

以前より努力を続けてきたが、条件不利な当村は、誘致について現在もなかなか困難な状況にあり、実現に至っていない。

若者定住、少子化対策、雇用の場の確保のためには、誘致の条件が重要な課題であり、他地区に負けない条件整備することが必要と考える。

本議会において、誘致に関する条例を提案するが、宣言のとおり、村民・議会・行政が一体となつて誘致を実現することが必要であるので慎重審議をして下さい。

再質問

Q 入居する条件は。また、結

露対策は。

A 入居条件は、一、二階が所得額が月収二十万円以下の低所得層、三階は中堅所得層で、控除後の所得が二十万円から三十二万円二千円までの方の入居となっている。

結露対策は、両端以外は窓の面が全部外に出ないようにしているのと、厚さを厚くしている。

Q 各集落の空き家対策で、空き家・農地も提供し団塊世代を対象とした入居方法も考えられるか。

A 空き家の詳細、実態を調査し、体制を整えて情報提供を県・東京事務所等と連携して進めるように検討する。

Q 企業誘致で辞退された企業があるとのことだが、どのような理由か。

A 三月の定例会で企業誘致に関する条例を取り下げたことを新聞報道されたためである。

(1) 今後の自主財源向上に向けた施策対応について問う。

(2) 各課ごとのM(無理・無駄・むら)視点のもと経費削減に向け努力展開を問う。

税務課長

村税については、平成十七年度決算で見ると村税の一般会計に占める割合は、約十七%、自主財源に占める割合は、約六十五%あまりとなつており大変重要な財源となつている。

村税の税収確保については、国の法令及び税条例に規定されているとおり、課税客体の把握、未申告者の解消及び申告の指導並びに早期の調査、更正決定等を実施し、公正、平等、不公平感のない適性な課税・徴取を行い、税収確保をしていく。

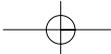
税源移譲の一環で個人住民税が、平成十九年度は、十八年度と比べ約一・六倍の伸びとなつており、自主財源は増える見込みです。

又、大規模な固定資産税の課税免除も本年度で終了するため、来年度は増額になる見込みです。

さらに各税目ごとに目標の徴収率を定め、納期内納付、口座振替等を推進し、未納額の圧縮に力を入れ、自主財源の確保に努力する。

副村長

企業経営コンサルタントの指



導を受け、職員の意識の改革を
始め、企業的な感覚をもって、
各種事業の執行にあたり、常に、
コストの削減と検証を実施して、
経常経費の節約等を図りながら、
効率的な行政運営と村民福祉の
向上、サービスの充実を図るた
め、事務事業の見直し、組織機
構の改革などに取り組んできた。
現在は、グループ制の機能が
発揮できるように実務の中
で、活用している。

各課では、毎週月曜日、工程
指示会議を実施し、各課長が職員
一人ひとりの仕事の内容を把握
し、平準化するよう指示しなが
ら、効率的かつ迅速に事業執行が
出来るよう、取り組んでいる。
繁忙期には、一つの仕事にグ
ループ全員で取り組み、一人だ
け残業することなく対応し
ているので、選挙事務などの特
殊勤務を除き、仕事の平準化に
より、超過勤務手当等について
も減少している。
無理・無駄・むらを無くすよ
う事務事業の改善や見直し、民
間への事業委託、事務の簡素化
等により職員等定数の削減、毎
週水曜日をノー残業デーにす
るなど、目標もって取組んでお
り、人件費の抑制や行財政改革
実施計画に基づき、経常経費の
節減に努めている。
管理職は、配置された職員を

再質問

指導し、指揮管理能力を発揮し
て、均衡の取れた仕事配分をし
ながら、職員一人ひとりの持つ
ている能力を十分に発揮し、事
務執行に当たっている。

Q 100%に近い税徴収率を上げ
る施策は必要ではないか。

A 法律の定めにより、差押さ
え・公売を強化し、徴収漏れの
ないように考えている。また、
毎年全庁体制で特別徴収も二回
計画している。

一般質問 3

1番 相原 和之



検原・裏磐梯全域のサイン
システム（誘導看板）につ
いて

検原・裏磐梯全域のサイン
システム事業モデル地域と
して、先駆けて曾原・狐鷹
森地区の誘導看板が二〇〇
一年に設置されたが、それ
以降進行が見られない。現
在の状況及び今後の振興計
画を伺う。

観光政策課長

平成十三年度に、第四十三回
自然公園大会が開催されること
がきっかけとなり、急ぎよ国県
指導のもと福島県が策定した
「裏磐梯地区治道景観形成ガイ
ドプラン」に基づき、モデル事
業として「曾原湖エリア」サイ
ン整備が行われた。その内容は
「野立て看板」の撤去や、「地区
内案内図看板」の新たな設置な
ど国と県が全額負担し、自然公
園大会に間に合うように整備し
たもの。

平成十六年度には、国道・県
道沿いの「地区誘導看板プレ
ー」の設置などの整備を行った。
サイン整備の基本は、二分の
一が個人負担であるが、裏磐梯
の「野立て看板」は、福島県の
許可により設置されたものであ
り、村には一切無関係であるが、
村は福島県に対し、許可をした
責任から、県が全額負担して、
サインの整備をすべきであるこ

再質問

とを主張してきた。
今後も福島県に対し、サイン
整備については、個人負担がな
いよう強く要望していく。

Q 曾原・狐鷹森地区は二〇〇
一年にでき六年も経過している
が、行政指導のもと進められた
事業であるので進まないと言っ
てはいられないのでは。

A 基本的には個人負担二分の
一であるが、自然公園大会が開
催されたとき国県で負担なしの経
過があるので、集落に負担なし
の方針を進めてきたためである。

Q モデル事業であるので、そ
の効果を実証しデータに表し有
効な点や不具合点を洗いなおし
て改善すべきではないか。

A 国県と対等に村としてやって
いる中で、見直しをつけて個人負
担がないように働きかけていく。

Q 誘導サインシステムが観光
客の目に入りづらく、通り過ぎ
てしまう。また、文字が小さく
遠くから確認できない。修繕
費・電気代・電球代等維持費か
かり過ぎる問題を解決しつつ県

再々質問

や国に要望しては。
A 維持管理費は、集落で負担
すべきものです。

Q 統一看板ということで、行
政が維持・管理を負担していく
ものではないか。

A 個人負担になる。

Q 現在の誘導サインシステム
より、みやすく、わかりやすい
誘導システムにすべきでないか。

A 県としても結論が出ていない。

一般質問 4

6番 大竹 良幸



1、農業の新技术導入に村
単独の支援について



- 2、遊休農地解消対策について
- 3、新規就農や農業人材確保育成対策について
- 4、保育サービスの充実について
- 5、有害鳥獣対策について

今、日本農業が各国との自由化交渉が次々と進められ厳しい状況に立たされることが予想され、国を中心に攻めの農業が求められている。

周囲が先に進む中、自立を選択した当村の農業者の三人以上の補助金同意者を集めることができずにあきらめてしまうことを多く耳にします。

他地域に負けない農業と農村づくり、村の農業の指導的役割を担っていただく農業者への援助を積極的に行ってもらいたいと思ひ、考えを伺う。

産業政策課長

昨年までの畑作グレードアップ事業では同一作物で二十アール以上、事業参加者は三戸以上であったが今年からの多様な担い手支援対策事業では同一作物ではなくてもよくなったので、きゅうりとイチゴの組合せも可能となり、又、戸数についても

中山間地域等の場合は二戸以上で該当するので農協と連携しながら補助事業に該当するように努めていく。

村単支援については何でも支援という訳にはいかなく基準を設けて、県単事業採択に該当する事業に対して村が高上げするようにしている。

再質問

Q 当村は、高冷地と一般園芸に分かれているので、同じ体系で三人を集めるのは容易でないので小額補助でもいいので支援する考えは。

A 基本はあくまでも、県単事業に対して十%上乗せする。

昨年農業委員会で調査したところ、各地区とも山林に近いところから非常に多く遊休農地が存在していることを確認している。

何らかの対策（ホームページで耕作者を募るなど）が必要と考えるが村の対策を伺う。

農業委員会事務局長代理

昨年秋に、農地パトロールし調査したところ各地区とも山林

に近いところから非常に多くの農地が遊休化していた。

遊休農地の解消については、農地パトロールにより得た情報を積極的に活用し、要活用農地とそれ以外の農地の振り分けについて主体的に取り組んでいく。

要活用農地の所有者に対しては、地区担当の農業委員が中心となつて、農業上の利用増進に向け積極的な指導を行う。尚、利用権の設定等が望ましいと考えられる場合は、相手方の紹介や斡旋等を行う。又、産業政策課と連携して尚一層の対策を進める。

新規就農や農業人材確保育成対策について、農業委員会の専門分野である農地の情報提供、特に就農に欠かせない「受け入れ可能農地」の情報を提供し、農業委員会活動を通して農地の貸し手又は、売り手農家を理解もとめることが必要であり、前向きに検討していく。

WTO交渉など国際化、自由化交渉の進む中ミニマムアクセスによって輸入される米も多くなつたりと、そのため転作を多くさせられ、国は担い手支援策を推進して安心して経営が進められるよう考えられ、数々の対策でサポートしている。

しかし、当村は近年新規就農者がほとんど見られなくなり、将来の田畑の荒廃が心配されています。その対策として、他市町村で行われているようにホームページで募集し、審査・研修を経て空き家に住んでもらう就農者に年間だけ月額数万円の援助金を支給するという形式をとっているなどの方で意欲ある方に村に住んでもらう形を進めてはどうか伺う。

産業政策課長

農業人材確保育成対策については、村のホームページ等で募集し、村外から意欲のある新規就農者がいればいろいろな方法で支援することも前向きに考えたいと思うが、土地の貸し借りに対しての規制については農業委員会と協議しながら検討していく。

共働き夫婦が多い昨今、子育てしやすい安心して働ける環境を整備していただきたい。

二歳児を喜多方などの施設に預けると月額三万五千円位の負担が求められますが将来教育費の出費も予想されるご夫婦には大きな負担だと思ひますし、勤めに行く時の送迎の時間的負担も大きいと思われる。

村にあれば、時間的にも経済的にも助かると思ひますので、二歳児保育の実現させられないか伺う。

住民ふれあい課長

村でも零歳から二歳児保育については、村第三次総合振興計画の中で、子育てしやすい環境に向けての村全体の検討課題であり、幼稚園の無料化と併せ、又、保護者の方と子供の安心・安全の見地から医療機関での保育所開設を検討してきた。

今、医療機関が保育開設整備を検討中とのことであり、今後村としても村全体の保育所のあり方について、民間、村直営どちらがよいか、今後保護者の方が利用しやすいように前向きに検討していく。

当村にも毎年熊、カモシカ、さる等による収穫直前の米、野菜、果樹への被害が頻繁に発生するようになり、生産者はじめ地域の村

民の方々にも恐れられるほどに被害が多くなってきた。農業会議でも国への対策強化を要望しております。わが村としても、予防的な対策または駆除等をし、対策を推進しなければと思いますが何う。

産業政策課長

予防的な対策としては山林と農地の境界を明確にするための草刈や簡易な柵の設置を行っているが、動物の行動範囲が広いことから、なかなか有効な対策が取れない状況にある。また、農作物への被害が出れば現地調査し有害鳥獣の駆除申請を行い許可が下りれば駆除隊を編成し駆除するようになっていく。村では現在サルによる被害が多いことからサルの駆除に一頭当たり一万円を助成している。サルを駆除することは、なかなか困難な現状であることから、獣が近寄らないような対策も必要であると思う。

再質問

Q 有害鳥獣は、国でも自衛隊までお願いするという話があるが、村でも積極的に検討しては

A 被害がひどいときは、早く対応して最小限に食い止めるよう駆除する。

一般質問 5

5番 遠藤 春雄



1、村税の収入確保について
2、地域振興に対する政策について

新年度予算は益々厳しい状況と思われる。執行に当たっては、村税の確保が最も重要なことと考える。そこで収入確保に對して、現在、村で滞納金などの位あるのか。また、滞納金整理に万全を期すべきと考えるがその対策について伺いたい。

税務課長
平成十九年度に繰越した村税

の滞納額は、平成十七年度以前の分が、二億一千三十四万円、平成十八年度分が、三千五百四十二万円、合計で、二億四千五百三十八万二千円となる。

この滞納額を圧縮する施策は、地方税法、国税徴収法、村税条例の規定に沿って動産、不動産債権、預金等の差押えと換価処分を実施し、早期回収を進める。今年度から、自動車差押用器具を購入し、差押えの強化、インターネット公売を利用した換価処分を進める。

再質問

Q 4地区の滞納割合は。
A 地区ごとのデータは出ない。税目別では、固定資産税二億三千七百八十八万一千円、軽自動車税六十七万円、村民税四百四十四万六千円、法人村民税百九十七万九千円、入湯税二百五十四万二千円となっている。

大塩地区には警梯ダルク、いわゆる薬物更正施設がありますが、施設ができてから地域の住民は十二年以上不安を持ち続けてきた。そこで住民が安全かつ安心な生活ができることを願う、

思うのでありますが、当局の対策としては、どのように考えている伺いたい。

住民ふれあい課長

平成十一年八月に当該施設を利用して薬物依存症リハビリ施設として開設された。村では、平成十七年二月から三月にかけて事件等が多かった

ので、平成十七年四月より、住民ふれあい課が窓口となり、喜多方警察署、会津保健福祉事務所、村社会福祉協議会、医療機関、行政区長、防犯協会大塩支部、保護司、民生委員、喜多方広域消防署で構成する警梯ダルク連絡会を立ち上げ、連絡会で協議し、当該施設に生活指導等について申入れを行ってきた。

関連質問

3番 五十嵐善清
Q 地元の人が入らなければ一体どうなっているのか把握できない。地元住民にこういっただうにするというような具体策を二年間の間に何ができたのか。

A 生活保護担当者、県担当者、大塩駐在所が訪問している。何か苦情があれば生活指導等を施設長に申し出している。また、国県等が法的には排除できない。施設長に申し入れしれない。今後、国県等には要望はしていく。

再質問

Q 十八年の警梯ダルク連絡会に住民代表者が入らなかったのはなぜか。

A 生活保護担当者、県担当者、大塩駐在所が訪問している。何か苦情があれば生活指導等を施設長に申し出している。また、国県等が法的には排除できない。施設長に申し入れしれない。今後、国県等には要望はしていく。

6月定例議会で次の案件が可決されました。

議案番号	件名	内容
議案第30号	専決処分の承認を求めることについて	1. 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 職員の通勤手当の上限額の変更 2. 北塩原村税条例の一部を改正する条例 (1) 上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率の1年延長 (2) 村タバコ税における特例税率の本則化 (3) 住宅のバリアフリー回収にかかる減額措置の創設 3. 平成18年度北塩原村一般会計補正予算(第7号) 一般会計予算総額「36,687千円」増額し、「3,806,840」千円とする予算
議案第31号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	村長の給与を7月分100分の5を減額
議案第32号	字の区域の変更について	大字大塩字室下2767の2を字呉器投に編入する
議案第34号	北塩原村税特別措置条例の一部を改正する条例	過疎法による固定資産税課税免除適用期間2年間延長
議案第35号	平成19年度北塩原村一般会計補正予算(第1号)	一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ「52,474千円」を追加し、「2,861,638千円」とするもの
議案第36号	平成19年度北塩原村老人保健特別会計補正予算(第1号)	北塩原村老人保健特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ「9,315千円」を追加し、「477,061千円」とするもの
発議第10号	北塩原村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	指名推薦により、次の方々が当選されました。 北塩原村選挙管理委員会委員に 佐藤元昭・穴沢伝博・外島二郎・成瀬和夫 北塩原村選挙管理委員会補充員に 齋藤将・赤城忠由・渡部一男・高橋光秋

6月定例議会で次の案件が否決されました。

議案番号	件名	内容
議案第33号	北塩原村企業誘致条例	村内における企業の新設又は既設企業の充実を奨励し、もって本村における産業振興と安定的な雇用の増大に寄与することを目的とする。 企業誘致条例反対多数で否決 反対討論者 9番 佐藤正男 企業誘致条例に反対議員 佐藤正男・大竹良幸・遠藤春雄・五十嵐正典・五十嵐善清 蟹巻尚武・相原和之 賛成討論者 7番 遠藤祐一 企業誘致条例に賛成議員 小椋義正・酒井作男・五十嵐力雄・遠藤祐一

5月臨時会(5月7日)で次のようなことが可決されました

議案番号	件名	内容
議案第29号	監査委員の選任につき同意求めることについて	次の方を満場一致で同意しました。 (住所) 北塩原村大字大塩字寺ノ下432番地 (氏名) 五十嵐 力雄 (生年月日) 昭和23年8月30日

7月臨時会(7月11日)で次のようなことが可決されました

議案番号	件名	内容
議案第37号	除雪ドーザ購入契約について	○ 契約の方法 指名競争入札による契約 ○ 契約金額 13,492,500円 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額642,500円) ○ 契約の相手方 福島県会津若松市町北町大字始字宮前91番地1 コマツ福島株式会社社会津支店 支店長 川島 忠
議案第38号	北塩原村国民健康保険税条例の一部改正する条例	国民健康保険税率の見直しで、1人当たり「平均53,981円」とする。
議案第39号	平成19年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第1号)	北塩原村国民健康保健事業費特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ「1,551千円」を減額し、「376,581千円」とするもの

議会改選後の初議会臨時会において、議長に就任いたしました。身に余る光栄と存じます。微力ではありますが、議長としての職責を自覚し、円滑な議会運営に傾注してまいりますとともに、精一杯努力してまいります。

執行、議会両輪の如く村政発展のために邁進いたす所存でございますので、村民の皆様のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



議長就任挨拶

この度、先の初議会臨時会において、不肖私が副議長に就任いたしました。身に余る光栄と同時に責任の重大さを痛感しております。

議員としての経験も浅い私ではございますが、村民の皆様のご厚情に報いるため、議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様方の御支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



副議長就任挨拶

去る五月七日、議会議員改選後初議会臨時会において、議長に小椋眞氏、副議長に小椋義正氏、監査委員に五十嵐力雄氏が選出されました。



平成19年 北塩原村議会議員就任記念

議会の新しい構成をお知らせします
よろしくお願いたします

議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	副議長	議長
相原和之	蟹巻尚武	五十嵐善清	五十嵐正典	遠藤春雄	大竹良幸	遠藤祐一	五十嵐力雄	佐藤正男	酒井作男	小椋義正	小椋真

◎議会広報調査特別委員会
委員長 酒井作男
副委員長 五十嵐正典
委員 佐藤正男
委員 蟹巻尚武

◎議会運営委員会
委員長 佐藤正男
副委員長 遠藤祐一
委員 酒井作男
委員 大竹良幸

◎観光・産業常任委員会
委員長 佐藤正男
副委員長 蟹巻尚武
委員 小椋真
委員 相原和之

◎厚生文教常任委員会
委員長 遠藤祐一
副委員長 大竹良幸
委員 小椋義正
委員 遠藤春雄

◎総務常任委員会
委員長 酒井作男
副委員長 五十嵐正典
委員 五十嵐力雄
委員 五十嵐善清

各委員会の構成は
次のとおりです

編集委員

委員長 酒井作男
副委員長 五十嵐正典
委員 佐藤正男
委員 蟹巻尚武
委員 小椋真

